

◎新潟県告示第121号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次の都市計画事業を認可した。

令和8年2月20日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 施行者の名称
妙高市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 妙高都市計画下水道事業
 - (2) 名称 妙高市公共下水道（新井処理区）
- 3 事業施行期間
令和8年2月20日から令和14年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
妙高市大字広島字薬師地内
 - (2) 使用の部分
妙高市大字広島字薬師及び字万見地内